

資料2-27 光化学スモッグ緊急時の発令地域

発令地域名	管轄県民局 生活環境部名	発令地域内の関係市町村名	近隣の市町村名
桑名地域	北勢県民局桑名	桑名市、多度町、長島町、木曽岬町	
大安地域		員弁町、大安町、東員町	北勢町
四日市地域	北勢県民局	四日市市、楠町、朝日町、川越町	菰野町
鈴鹿地域	北勢県民局鈴鹿	鈴鹿市	
亀山地域		亀山市、関町	
津地域	津地方県民局	津市、河芸町、安濃町	芸濃町、美里村
久居地域		久居市	
松阪地域		香良洲町、三雲町	嬉野町
伊勢地域	南勢志摩県民局	松坂町	飯南町、多気町、明和町、勢和村
鳥羽地域		伊勢市、小俣町、御薗村	玉城町、度会町
		二見町	
		鳥羽市	
上野地域	伊賀県民局	上野市、伊賀町、阿山町	島ヶ原村、大山田村
名張地域		名張市	青山町
尾鷲地域	紀北県民局	尾鷲市	
熊野地域	紀南県民局	熊野町	御浜町、紀宝町、鵜殿村

資料2-28 緊急時の措置の発令基準、措置内容

区分	発令基準	発令時の措置内容	協力工場における措置内容
予報	測定局におけるオキシダント濃度の1時間値が0.08ppm以上で、かつ気象条件からみてその濃度が継続し、0.12ppm以上に達するおそれのある場合	注意報が発令された場合に、協力工場で燃料削減等の措置が円滑に行われるよう、また、一般住民が学校等に対する周知が速やかに行われるようするための事前の措置を求める。	注意報の発令に備えて燃料使用量の削減などの措置が行える体制をとる。
注意報	測定局におけるオキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上で、かつ気象条件からみてその濃度が継続すると認められる場合	大気汚染防止法第23条第1項に規定する場合に該当し、ばい煙を排出する工場・事業場や自動車の運転者に協力を求める。	燃料使用量（ガス専焼施設に係るもの）を通常使用量の20%削減すること、又はこれと同等以上の措置を講ずる。なお、ガス専焼施設にあっては、削減に努める。
警報	測定局におけるオキシダント濃度の1時間値が0.24ppm以上で、かつ気象条件からみてその濃度が継続すると認められる場合	重大警報への移行を予防するための措置を求める。	燃料使用量（ガス専焼施設に係るもの）を通常使用量の30%削減すること、又はこれと同等以上の措置を講ずる。なお、ガス専焼施設にあっては、削減に努める。
重大警報	測定局におけるオキシダント濃度の1時間値が0.4ppm以上で、かつ気象条件からみてその濃度が継続すると認められる場合	大気汚染防止法第23条第2項に規定する場合に該当し、ばい煙排出者にばい煙量の減少等必要な措置を命じ、また、自動車については県公安委員会に道路交通法の規定による措置を要請する。	ばい煙量又はばい煙濃度の減少、ばい煙発生施設の使用の制限その他必要な措置を講ずる。